

「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務  
及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における  
指摘事項を踏まえた見直し案（抄）

「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（抄）

平成19年12月20日

厚生労働省

**第1 事務及び事業の見直し**

3 建設業退職金共済事業における退職金の支給要件の見直し等

建設業退職金共済事業については、平成18年度末現在、982億円の利益剰余金が発生しており、利益剰余金の発生要因の一つとして、前述の特殊法人に関する行政評価・監視の結果においては、掛金納付月数が24月に満たない場合は掛金が掛け捨てとなることも影響しているとされていること、一般の中小企業退職金共済事業では12月で退職金の受給資格が得られることを踏まえて、退職金の支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するものとする。

これに併せ、利益剰余金の在り方については、建設労働者の福祉の増進を図るためには事業を安定的に運営することが肝要であることに配慮しつつ、その原資が過去に事業主が納付又は国から助成された掛金及びそれらの運用益であることも踏まえ、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部の有識者の意見も聴取しつつ検討するものとする。

## 特殊法人に関する行政評価・監視結果報告書

## 一事業の見直し等を中心として一

(勤労者退職金共済機構(建設業退職金共済事業本部))(抄)

平成14年1月

総務省行政評価局

## 第2 行政評価・監視結果

## 2 財務の現状と課題

勸告	説明図表番号
<p>(1) 剰余金の発生原因</p> <p>(略)</p> <p>① まず、掛金の運用期間に関して、実際の運用期間と退職金算定の前提とされている期間との間に差が生じていることが挙げられる。すなわち、退職金の額は、12ヶ月間で共済手帳1冊分(就労日数250日分)の掛金が納付されているため、その際の運用利息についても12ヶ月分の利息が充てられているが、実際に共済手帳1冊分の掛金が納付されるまでには約16ヶ月間を要するとみられている。このため、結果として実際の運用が4ヶ月長くなり、掛金の運用によって得られる利息の額が退職金の支払に充てられる利息の額より大きくなることになる。</p> <p>この期間差から生じる剰余は建退共本部に蓄積されるが、これを当省が推計した結果、約100億円と見込まれる。</p> <p>② 次に、共済証紙の購入代金と共済手帳に貼付された共済証紙の額に乖離が生じていることが挙げられる。</p> <p>i) 責任準備金の算定は、購入された共済証紙のすべてが対象とされるのではなく、被共済者の共済手帳に貼付された分のみが対象とされている。実際にも、購入された共済証紙の一部が未貼付になっており、この分の掛金収入は責任準備金の算定に含まれていない。</p> <p>この未貼付分の共済証紙の割合は、購入された共済証紙の5パ</p>	(略)

一セント程度とみられており、当省がそれを基に推計した結果、未貼付分の共済証紙に係る掛金収入とその運用益の額は、約510億円と見込まれる。

- ii) また、共済手帳に貼付された共済証紙であっても、一度も共済手帳を更新することなく10年を経過した場合や、更新実績がある場合であっても、退職金の支給要件である掛金納付月数24月（共済手帳の更新回数2回相当）を満たしていない被共済者については、最終更新時から10年を経過したときは、退職金が支給される見込みは少ないことから、これらの者の共済手帳に貼付されている共済手帳の総額は責任準備金の算定に含まれていない。これら責任準備金の算定に含まれていない者の総数は平成11年度現在で約174万人に上っている。

(中略)

以上のとおり、期間差から生じる運用益の差額、共済証紙の未貼付分や責任準備金の算定に含まれないいわゆる事実上の掛け捨て者の分の共済証紙に係る掛金収入が存在することが、運用利回りが予定利率を下回っている中で予定利率どおりの退職金支給額を維持でき、さらに、余剰金をも発生させる要因になっていると推察される。